

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島 徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成30年5月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社大和証券グループ本社
証券コード	8601
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(リミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	ハリス・アソシエイツ・エル・ピー(Harris Associates L.P.)
住所又は本店所在地	60606、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市スイート4600、サウスワック カードライブ111番地(111 South Wacker Drive, Suite 4600, Chicago, IL, USA, 60606)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03(6889)7000

第3【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.30
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年2月28日
訂正箇所	報告義務発生日に誤りがあったため、本報告書を取り下げます。